

広島県知事 湯崎 英彦 様

西日本測定所ネットワーク構成員賛同者一同
(京都府) 京都・市民放射能測定所 代表 奥森 祥陽
(京都府) きょうと・くっすん らぼ 代表 楠本 泰一郎
(兵庫県) 阪神・市民放射能測定所 代表 安東 克明
(兵庫県) さかな二匹の測定所 代表 中田 昌
(奈良県) 奈良・市民放射能測定所 代表 辻本 誠
(大阪府) 高槻・市民放射能測定所 代表 時枝 功
(大阪府) 南福崎土地株式会社放射能測定室 代表 末野 泰崇
(滋賀県) おうみ市民放射能測定所 代表 加納 洋
(岡山県) みんなの測定所・ふじみーる 代表 石田 照美
(岡山県) せとうちラボ 共同代表 大塚 尚幹
(香川県) せとうちラボ 共同代表 駒場 晶子
(広島県) おのみち -測定依頼所- 代表 信恵 勝彦

中国電力「島根原子力発電所」及び四国電力「伊方原子力発電所」についての質問書

2011年3月の福島第一原子力発電所の未曾有の原子力災害の後、放射能汚染の現状を知るため、市民による放射能測定を行う団体が全国各地に立ち上りました。私たちは、その中でも西日本を中心とした団体の集まりです。

私たちは、現状を把握するためにも、正確で精密な放射能測定を行い、市民の皆様へ全ての情報を提供し続けることが今後を安心して暮らしていくために、重要な事であると考えております。

なお、本日現在においても原子力緊急事態宣言が解除されていないことが、不安要素となっております。

全国の原子力発電所立地県においては、原子力防災計画を策定しておりますが、我が広島県においては、中国電力の島根原子力発電所及び四国電力の伊方原子力発電所における原子力防災計画をいまだに策定しておりません。

この度の質問書については、近隣の原子力発電所が過酷事故を起こした場合による、広島県内の農業、漁業、林業、製造業などの生産活動や事故後の居住制限など、広島県民生活の長期にわたる影響と対策について質問するものです。

加えて、広島県が放射能被害から県民を守るために、如何なる法律に基づいて、どのような対策で県民を守ろうとしているのか、県民が共有すべき基礎的な情報を知りたいと考えています。

原子力発電所の過酷事故は、県民の生活に長期にわたって甚大な影響をもたらします。実際に過酷事故が発生すれば、「逃げた後どうするか」という過酷な現実に晒されることになります。福島第一原子力発電所の事故の現実がそれを示しています。

特に広島県は、長期にわたって放射能汚染の被害を免れない第一次産業の農林水産業の盛んな地域です。

私たちは、放射能測定所（室）として、過酷事故による被害の予報も、予測に基づく対策も伝わってこないことに強い不安を持っています。

以上の理由から、中国電力「島根原子力発電所」及び四国電力「伊方原子力発電所」において、2011年3月の福島第一原子力発電所の事故と同様の過酷事故が発生した場合について、質問させていただきます。

今回の質問の内容は、主に被害予測を中心とした内容になっています。これに県が、如何なる法令をもって県

民を守ろうとしているのかを付加した内容になっています。

以下質問事項に 2017 年 3 月 1 日までにお答えください。よろしくお願ひ致します。

質問事項

以下、中国電力「島根原子力発電所」及び四国電力「伊方原子力発電所」において、2011年3月の福島第一原子力発電所の事故と同様の事故が発生した場合についての質問です。なお、放射性物質拡散予測については、原子力規制庁作成の「拡散シミュレーションの試算結果」(修正版平成24年10月)などに基づいてご回答下さい。

第1 農業被害について

1-01 放射能汚染により、1年以上耕作不可能となる県内の耕地面積はどの程度と予測していますか。全体の面積と、主な作物別の面積。

1-02 原子力災害特別措置法に基づく出荷制限を受ける県内の農産物について、主要農産物の予想量と、それに相当する金額。

1-03 県内の農業が放射能汚染によって被ると予想される損害額(風評損害額の試算があればそれも含む)を、事故後5年間については毎年5年毎に。それ以降は、5年毎に30年までの損害予想額。

1-04 県内における、原子力災害特別措置法に基づき 1年以上生乳の出荷制限を受ける乳牛の頭数は何頭と予想していますか。

1-05 事故後の生乳の生産減少について、事故後5年間についてどの程度の量と予想していますか。

1-06 県内における出荷不可能となる肉用牛及び豚の頭数は何頭と予想していますか。

1-07 県内における養鶏業について、鶏卵及び鶏肉の生産高の減少は事故後5年間について毎年5年毎にどの程度と予想していますか。

1-08 事故後、家畜の世話を1月を超えて不可能となると予想される畜産農家戸数。

1-09 放射能に汚染された農地の除染基準及び除染をしなければならない面積はどの程度と予測していますか。

1-10 放射能で汚染された農地の除染について

放射能で汚染された農地の除染義務者、除染義務の程度、除染を怠った義務者に対する行政上の処分について定めた法令について把握していますか。把握しているとすれば、その法令名。

第2 漁業被害について

2-01 放射能汚染により操業停止を余儀なくされると予想される海域を示してください(風評被害による操業停止を含む)。

2-02 予想される県内の漁業についての放射能海洋汚染による損害額について(風評被害を含む)、事故の年から5年間については毎年5年毎に。それ以降は、5年毎に30年までの予想額。

2-03 事故により養殖事業はどのような被害を受けると予想していますか。

2-04 原子力災害特別措置法に基づく出荷制限を受ける海産物について、主要海産物の予想量と、それに相当する金額。

2-05 事故後損壊した原子炉の冷却などのため生ずる汚染水について、故意又は過失によって、海洋に投棄することを規制する法令の存否を把握していますか。把握しているならばその法令名と、規制の概要。

第3 林業の被害について

3-01 放射能汚染により1年以上立入が制限されると予想される県内の森林面積とその制限根拠。

3-02 予想される県内の林業の損害額について、事故の年から5年間については毎年、それ以降は、5年毎に30年までの予想額。

3-03 原子力災害特別措置法に基づく出荷制限を受ける林産物について、主要林産物の予想量と、それに相当する金額。

第4 観光業の被害について

4-01 放射能汚染によって予想される1年以上営業を中止しなければならない、観光事業所数と従業員数をお答えください。

4-02 原発事故によって予想される海外からの観光客の減少について、事故年から10年間の、各年について、どの程度の減少が予想されますか。

第5 製造業・加工業の被害について

5-01 放射能汚染によって1年以上工場を閉鎖しなければならないと予想される製造業・加工業について事業所数と従業員数。

第6 観光事業を除くサービス業の被害について

6-01 放射能汚染によって1年以上営業を中止しなければならないと予想される事業所数と、従業員数。

第7 事故後の避難、避難後の生活被害などについて

7-01 福島第一原発事故では、事故後飯館村など30km圏外に及ぶ「計画的避難区域」が指定されたが、これに相当する想定区域と避難対策の内容。

7-02 被ばくを避けるために帰宅困難となる被災者数、10日、1月、半年、1年、2年、3年、4年、5年以上、それぞれの期間を超えて避難を余儀なくされる予想人員。

7-03 放射能汚染により1年を超えて県外に避難すると予想される人員。

7-04 放射能汚染のため1年以上居住できなくなると予想される住宅戸数。

7-05 福島第一原発事故では、原発から同心円で周囲30kmを超えて放射能汚染が広がり「緊急避難区域」に指定されたが、これに相当する地域と避難計画はありますか。あるとすれば、その概要。

第8 事故による学校、病院、その他の被害について

8-01 1年を超えて校舎を使用できなくなると予想される県内の小学校、中学校、高等学校数。

8-02 1年を超えて児童生徒が校舎外での活動を制限される県内の小学校、中学校、高等学校数。

8-03 県内の小学校、中学校、高校において予想される児童生徒の人員減数。

8-04 1年を超えて閉鎖しなければならないと予想される医療機関の数とベット数をお答えください。

8-05 1年以上閉鎖しなければならないと予想される老人施設の数と、移転しなければならない入居老人の人員数。

8-06 1年以上閉鎖をしなければならないと予想される幼稚園、保育所、児童養護施設の数と、園児数、児童数。

第9 公共交通に関する被害について

9-01 鉄道、道路において、放射能汚染のため1月を超えて不通となる予想区間、1年を超えて不通となる予想区間。

第10 健康影響について

10-01 事故後の住民の被ばく線量を計測し記録するための対策は整備されているのですか。整備されていると判断する場合は、その根拠となる法令等。

10-02 事故後、一時滞在者を含めて被ばく者及び被ばくの程度を把握するための対策は整備されているのですか。整備されているとすれば、それを定めた法令等とその概要。

10-03 事故後長期にわたる被ばく者の健康管理の対策は整備されているのですか。整備されているとすれば、それを定めた法令等とその概要。

10-04 事故後の避難基準として年間の被ばく線量基準を定めた法令はあるのですか。あるとすればそれを定めた法令名。

10-05 福島第一原発事故後政府が定めた避難基準である年間被ばく線量 20 ミリシーベルトが基準になるとすれば、労働安全衛生法の専門家以外の立入が禁止される放射線管理区域の年 5.2 ミリシーベルト（3月 1.3 ミリシーベルト）を超えるところに児童を含む人が居住することになり、大きな議論になりましたが、この点について県の見解。

10-06 福島第一原発事故では、「原発関連死」が深刻な問題となっていますが、「原発関連死」を想定した対策の必要性があると考えますか。あると考える場合は、国、自治体は何をしなければならないのか、何ができるのかお答えください。

第11 放射能により汚染された廃棄物について

11-01 放射能によって 1kg当たり 100 ベクレル以上汚染された廃棄物の量について、発生量はいくらと予想していますか。

11-02 県内に発生した放射能によって汚染された可能性のある廃棄物は、廃棄物処理法上の一般廃棄物に該当するのですか、事業場内にあって汚染された廃棄物にあっても一般廃棄物ですか。

11-03 県内に発生した放射能で汚染された可能性のある廃棄物は、県内で処理するのですか、県外でも処理するのですか。

11-04 放射能で汚染された廃棄物の処理に当たって可燃性のものは焼却処理をしますか。放射能汚染物専用の焼却炉はあるのですか。既存の自治体の焼却施設を使用するのですか。放射能汚染物焼却専用の施設の有無と建設予定、使用を見込まれる既存の一般廃棄物焼却施設名と所在地。

11-05 放射能で汚染された廃棄物を焼却処分する場合、焼却灰の処分実施義務者、処分基準、処分方法、処分場所の選定を定めた法令を把握していますか。把握しているとすればその法令名。

第 12 除染について

12-01 予想される放射能により汚染された地域の除染について、除染を要する宅地、農地、山林の面積はどの程度と予想していますか。

12-02 放射能により汚染した、土地、住居、建物などの除染について、除染の義務を負う者は原子力発電所設置事業者ですか。法律上の根拠も合わせて。

12-03 除染の対象となる土地や住宅の所有者、使用者は、除染義務者に対して除染を請求する権利はあるのですか。あるとすれば、誰に対して、どの程度まで除染をするように請求できますか。法律上の根拠も併せて。

第 13 法令について

13-01 福島第一原発事故と同様の過酷事故が発生した場合、大量の放射能汚染水が発生しますが、この汚染水を故意又は過失により、環境中に漏洩することを規制するための行政処分や刑事罰の法令は整備されていると認識していますか。整備されていると認識しているとすれば県が把握しているその法令名。

13-02 福島第一原発の過酷事故と同様の事故発生を想定した場合、県民を守るために法律は整備されていると考えますか。原発事故が単独で発生した場合だけでなく、原発事故が地震、津波と複合して発生した場合について、整備されていると考える場合は、法令名とその概要。

13-03 福島第一原発事故を契機に環境基本法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法などの放射性物質適用除外規定が削除されました。しかし、環境基準や規制基準の法整備はなされておらず、土壤汚染関連法など多くの公害関連法は放射性物質の適用除外規定を残したままになっています。自治体として、国のあるべき公害法の整備をどのように考えるか、環境基本法 7 条の地方公共団体の責務として何をなすべきと考えているかについて。

以上